

重要な会計方針

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（令和3年9月21日改訂）並びに「『独立行政法人会計基準』及び『独立行政法人会計基準注解』に関するQ & A」（令和4年3月最終改訂）（以下「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

なお、独立行政法人会計基準等のうち、時価の算定に係る改訂内容は令和4事業年度から、収益認識に係る改訂内容は令和5事業年度から、それぞれ適用します。

1 運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。

なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く管理部門の活動については期間進行基準を採用しております。

2 減価償却の会計処理方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8年～46年
車両運搬具	6年
工具器具備品	5年～15年

3 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

役職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

なお、役職員の賞与については、運営費交付金により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

（2）退職給付引当金

退職一時金については、役職員の期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、運営費交付金により財源措置がなされる見込みである退職一時金については、退職給付引当金と同額を退職給付引当金見返として計上しております。

4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金からなっております。

5 リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理方法は、税込方式によっております。

注記事項

1 貸借対照表

(1) 固定資産（電話加入権）の減損の認識について

①減損を認識した固定資産の種類、帳簿価額等の概要

種類	1回線当たり帳簿価額	回線数	帳簿価額
電話加入権	13,192円	73回線	963,000円

②減損の認識に至った経緯

市場価格が下落している状況にあるため。

③損益計算書における計上金額

回収可能サービス価額が帳簿価額を上回っているため、減損損失は計上しておりません。

④回収可能サービス価額の概要

N T T東日本の公定価格 39,600円（1回線当たり）を再調達価額とした使用価値相当額が正味売却価額（109千円）を上回るため、使用価値相当額（2,890千円）を回収可能サービス価額としております。

(2) 固定資産（建物・土地）の減損の兆候について

①減損の兆候が認められた固定資産の種類、帳簿価額等の概要

名称	用途	種類	場所	面積	帳簿価額
越谷第1 宿舍	職員 宿舍	建物	埼玉県越谷市	-	3,969,500円
越谷第1 宿舍	職員 宿舍	土地	埼玉県越谷市	100.06 m ²	9,600,000円

②減損の兆候の概要

同宿舍は、利用者の退去に伴い、使用可能性が著しく低下する変化が生じたことから、減損の兆候ありと判断しました。

③減損の認識に至らなかった理由

同宿舍は、使用目的に従った機能を有し、引き続き職員住宅の用に供していることから、減損の認識は行っておりません。

2 行政コスト計算書

(1) 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	61,394,497,903円
自己収入等	△ 40,584,656,411円
国庫納付額	△ 14,212,081,633円
機会費用	2,136,012円
<hr/>	
独立行政法人の業務運営に関して 国民の負担に帰せられるコスト	6,599,895,871円

(2) 機会費用の計上方法

国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法
当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

3 損益計算書

ファイナンス・リースが損益に与える影響は、2,251円であり、当該影響額を除いた当期総損失は9,086,574,059円であります。

4 キャッシュ・フロー計算書

資金の期末残高の貸借対照表上の科目

現金及び預金	1,241,009,798円
うち定期預金	0円
<hr/>	
(差引) 資金残高	1,241,009,798円

5 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

役員については役員退職手当支給規程、職員については職員退職手当支給規程による退職一時金制度及び確定拠出制度を設けております。

(2) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	596,630,329円
退職給付費用	40,012,658円
退職給付への支払額	△ 77,795,407円
期末における退職給付引当金	<hr/> <hr/> 558,847,580円

(3) 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	<hr/> 40,012,658円
----------------	-------------------

(4) 確定拠出制度

拠出額	8,496,349円
-----	------------

6 金融商品関係

(1) 金融商品の状況に関する事項

当勘定は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、資金運用については定期預金等で行っております。

また、交付金の支払資金の一時不足となる場合に、主務大臣により認可された借入限度額の範囲内で、金融機関からの借入により資金を調達しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)参照）。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預金	1,241	1,241	—
(2)未収金	1,231	1,231	—
(3)短期借入金	(41,842)	(41,842)	(—)
(4)未払金	(5,095)	(5,095)	(—)

(注) 単位未満を切り捨てて記載しております。

(注) 負債に計上されているものは、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 未収金、(3) 短期借入金及び(4) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 受入保証金（貸借対照表計上額 565 百万円）については、返還時期の確定が行えないため、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから開示の対象とはしておりません。

7 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

8 重要な後発事象

該当事項はありません。